

重度心身障害者タクシー利用料金助成制度が変わります

障害をお持ちの方が通院や通所する際に利用するタクシー料金の一部を助成していますが、平成21年度から、交付対象者及び助成額が変わります。

対象者：以下に該当する方で、自動車税の減免を受けていない方

- 身体障害者手帳の交付を受け、1級又は2級に該当している方
- 療育手帳の交付を受け、障害の程度が㊤・Aに該当している方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当している方（21年度から追加になります）

助成額：1回の乗車につき、定額600円。ただし、600円に満たない場合は実費分を助成。

※年間48回分の券を一括交付します。（使用期限は平成22年3月末日まで）

※市内のタクシー会社のみ使用できます。

申請方法：4月1日以降に、市役所本所・支所へ障害者手帳と印鑑を持参してください。（代理可）

申請期限：平成22年3月末日まで随時受け付け

※券を紛失した場合、再交付はできません。

問合せ先：社会福祉課（内線156）
 笠間支所 福祉課（内線72161）
 岩間支所 福祉課（内線73173）

多子世帯を応援します

少子化が進む中、希望する子どもの数を持っていない要因の一つとして、経済的負担を挙げる世帯が多くあります。笠間市では、子育て家庭に対する経済的負担の軽減策【笠間市多子世帯応援事業】として、3人以上の子どもがいる家庭の保育所保育料の一部を助成します。

◆**対象となる児童**：次のすべての要件を満たす児童

- ①笠間市内に住所を有し、認可保育所に入所している児童
- ②18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の児童で、3歳未満の児童
- ③同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所等に入所している場合で、保育料が2分の1又は10分の1に軽減されている児童
- ④保育料基準表の5階層まで（前年分の所得税額が103,000円未満）の世帯に属する児童

◆**助成金額**：対象児童1人につき月額5,000円

※保育料が月額5,000円に満たない場合は、当該保育料に相当する額

◆**申請方法**

笠間市多子世帯応援事業補助金交付申請書を子ども福祉課に提出してください。

◆**問合せ先**：子ども福祉課（内線162）



ルールとマナーを守って犬を飼いましょう

市には、犬の「放し飼い」「フンの後始末」「鳴き声」「かみつき」などの相談が多く寄せられています。犬を飼っている方は、次のことに注意してください。

●飼う犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬を飼いだした場合は、飼いだした日から30日以内に市に登録し、年1回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

●犬はつないで飼育しましょう

放し飼いは、人を傷つけたり、他人の土地や農作物を荒らしたりしますので、絶対にしないでください。散歩のときも、必ず引き綱をつけて、

犬の動きを抑えられる人が散歩させましょう。また、犬をつないでおく際も、犬の行動範囲が道路や他人の土地に接しないように注意しましょう。

●フンの後始末は飼い主の責任です

散歩の際は必ずビニール袋やフンを片付ける道具を持ち歩き、フンは自宅に持ち帰りましょう。道路や公園などの公共の場所や他人の土地を汚さないようにしましょう。



平成21年度狂犬病予防集合注射についてのお知らせ

- 岩間地区 4月6日（月）～4月10日（金）
- 笠間地区 4月13日（月）～4月17日（金）
- 友部地区 4月20日（月）～4月24日（金）

問合せ先：環境保全課（内線125） 笠間支所生活課（内線72122） 岩間支所生活課（内線73162）

詳細は、3月12日発行のお知らせ版と一緒に回覧します。